

**TRADEMARK ASSIGNMENT**

Electronic Version v1.1  
 Stylesheet Version v1.1

<b>SUBMISSION TYPE:</b>	NEW ASSIGNMENT		
<b>NATURE OF CONVEYANCE:</b>	CHANGE OF NAME		
<b>CONVEYING PARTY DATA</b>			
<b>Name</b>	<b>Formerly</b>	<b>Execution Date</b>	<b>Entity Type</b>
Alpha Holdings Co., Ltd.		01/01/2010	CORPORATION: JAPAN
<b>RECEIVING PARTY DATA</b>			
<b>Name:</b>	C&G Systems, Inc.		
<b>Street Address:</b>	2-2-24 Higashi-shinigawa		
<b>Internal Address:</b>	Shinagawa-ku		
<b>City:</b>	Tokyo		
<b>State/Country:</b>	JAPAN		
<b>Postal Code:</b>	140-0002		
<b>Entity Type:</b>	CORPORATION: JAPAN		
<b>PROPERTY NUMBERS Total: 1</b>			
<b>Property Type</b>	<b>Number</b>	<b>Word Mark</b>	
<b>Registration Number:</b>	2511374	CAM-TOOL	
<b>CORRESPONDENCE DATA</b>			
<b>Fax Number:</b>	(212)808-0844		
<b>Phone:</b>	2128080700		
<b>Email:</b>	bslonda@nmmlaw.com		
<i>Correspondence will be sent to the e-mail address first; if that is unsuccessful, it will be sent via US Mail.</i>			
<b>Correspondent Name:</b>	Bruce S. Londa/Norris, McLaughlin		
<b>Address Line 1:</b>	875 Third Avenue		
<b>Address Line 4:</b>	New York, NEW YORK 10022		
<b>ATTORNEY DOCKET NUMBER:</b>	101188-27		
<b>DOMESTIC REPRESENTATIVE</b>			
<b>Name:</b>	Bruce S. Londa/Norris, McLaughlin		
<b>Address Line 1:</b>	875 Third Avenue		

CH \$40.00 2511374

**900206977**

**TRADEMARK  
 REEL: 004659 FRAME: 0881**

Address Line 4: New York, NEW YORK 10022

NAME OF SUBMITTER:

Bruce S. Londa

Signature:

/bsl/

Date:

11/11/2011

**Total Attachments: 25**

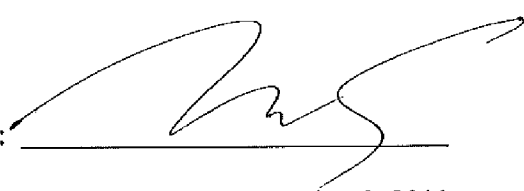
source=cam tool name change#page1.tif  
source=cam tool name change#page2.tif  
source=cam tool name change#page3.tif  
source=cam tool name change#page4.tif  
source=cam tool name change#page5.tif  
source=cam tool name change#page6.tif  
source=cam tool name change#page7.tif  
source=cam tool name change#page8.tif  
source=cam tool name change#page9.tif  
source=cam tool name change#page10.tif  
source=cam tool name change#page11.tif  
source=cam tool name change#page12.tif  
source=cam tool name change#page13.tif  
source=cam tool name change#page14.tif  
source=cam tool name change#page15.tif  
source=cam tool name change#page16.tif  
source=cam tool name change#page17.tif  
source=cam tool name change#page18.tif  
source=cam tool name change#page19.tif  
source=cam tool name change#page20.tif  
source=cam tool name change#page21.tif  
source=cam tool name change#page22.tif  
source=cam tool name change#page23.tif  
source=cam tool name change#page24.tif  
source=cam tool name change#page25.tif

Σ#

**VERIFICATION OF THE TRANSLATION**

I, Masahito Shibata of c/o Kita-Aoyama International Patent Bureau, 2-11-15  
Kita-Aoyama, Minato-ku, Tokyo 107-0061, Japan, am the translator of the document  
attached and I verify that the attached is a true translation to the best of my knowledge  
and behalf.

Signature of translator: \_\_\_\_\_



Date: November 9, 2011

English Translation\_#3

Relevant part on the 1st page

Certified of the registry

1-19-15 Ebisu, Shibuya-ku, Tokyo

C&G Systems Inc.

Corporate No. 0110-01-052947

Corporate Name	<u>Alpha Holdings Co., Ltd.</u>	
	C&G Systems Inc.	changed on January 1, 2010
		registered on January 4, 2010
Headquarter	<u>1-19-19 Ebisu, Shibuya-ku, Tokyo</u>	
	<u>1-19-15 Ebisu, Shibuya-ku, Tokyo</u>	changed on March 31, 2008
		registered on April 4, 2008
Public notice		

\* Underline is deleted matter(s).

Relevant part on the last page

Registration matter(s)	Headquarter has been changed to 2-2-24 Higashi-shinagawa, Shinagawa-ku, Tokyo on May 30, 2011  registered on June 7, 2011
------------------------	---

This is a certified copy of all the subject of closed registration records.

October 20, 2011

Tokyo Legal Affairs Bureau

Registrar

Nobuo Kobayashi (seal)

閉鎖事項全部証明書

東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号  
株式会社C&Gシステムズ  
会社法人等番号 0110-01-052947

<p>商号 アルファホールディング株式会社</p>	<p>株式会社C&amp;Gシステムズ 平成22年 1月 1日変更 平成22年 1月 4日登記</p>	<p>本店 東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号</p>	<p>東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号 平成20年 3月31日移転 平成20年 4月 4日登記</p>	<p>公告する方法 電子公告とする。 <a href="http://www.alpha-holdings.co.jp/">http://www.alpha-holdings.co.jp/</a> ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。</p>	<p>電子公告とする。 <a href="http://www.cgsys.co.jp/">http://www.cgsys.co.jp/</a> ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。</p>	<p>会社成立の年月日 平成19年7月2日</p>	<p>目的 当社は、次の業務を営む会社およびこれに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することおよび次の業務を営むことを目的とする。 1. 図形、画像処理に関連するコンピュータシステムの開発 2. 同上システムの製造、販売および賃貸 3. 事務用機器の賃貸 4. 小型電子計算機及び周辺機器の販売 5. ソフトウェアの作成及び販売 6. コンピュータソフトウェアの開発受託 7. コンピュータソフトウェアの研究開発 8. マイクロコンピュータ制御インテグレイタ機器の製作及び販売 9. 金型及び金型に依る成形品の設計、製作、販売 10. 前各号に附帯する一切の事業</p>	<p>1. 図形、画像処理に関連するコンピュータシステムの開発 2. 同上システムの製造、販売および賃貸 3. 事務用機器の賃貸 4. 小型電子計算機及び周辺機器の販売</p>
-------------------------------	---	----------------------------------	---	---	--	-------------------------------	---	--

東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号  
株式会社C&Gシステムズ

会社法人等番号 0110-01-052947

<p>単元株式数</p> <p>1.00株</p>	<p>発行可能株式総数</p> <p>4800万株</p>	<p>発行済株式の総数 並びに種類及び数</p> <p>発行済株式の総数 1212万79株</p> <p>発行済株式の総数 1198万2579株</p>	<p>株式を発行する旨 の定め</p> <p>当会社は、その株式に係る株式を発行する</p>	<p>資本金の額</p> <p>金5億円</p>	<p>株主名簿管理人の 氏名又は名称及び 住所並びに営業所</p> <p>東京都千代田区丸の内一丁目4番4号 住友信託銀行株式会社 証券代行部 本店 大阪市中央区北浜四丁目5番33号</p> <p>大阪市中央区北浜四丁目5番33号 住友信託銀行株式会社 東京都中央区八重洲二丁目3番1号 住友信託銀行株式会社 証券代行部</p>	<p>役員に関する事項</p> <p>取締役 山口修司</p> <p>取締役 山口修司</p> <p>取締役 山口修司</p>
<p>5. ソフトウェアの作成及び販売 6. コンピュータソフトウェアの開発受託 7. コンピュータソフトウェアの研究開発 8. マイクロコンピュータ計測制御ソフトウェア機器の製作および販売 9. 金型及び金型に依る成形品の設計、製作、販売 10. 前各号に附帯する一切の事業</p>	<p>平成22年 1月 1日変更 平成22年 1月 4日登記</p>	<p>平成21年 4月 6日変更 平成21年 4月 9日登記</p>	<p>平成21年 1月 5日廃止 平成21年 1月 7日登記</p>	<p>平成21年 4月 9日登記 平成21年 3月27日重任 平成20年 4月 4日登記 平成20年 3月25日重任</p>	<p>平成21年 4月 9日登記</p>	<p>整理番号 X155732 * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。 2/22</p>

東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号  
株式会社C&Gシステムズ  
会社法人等番号 0110-01-052947

取締役	山口修司	平成22年 3月30日重任
取締役	山口修司	平成22年 4月12日登記
取締役	山口修司	平成23年 3月29日重任
取締役	山口修司	平成23年 4月 5日登記
取締役	西野直之	平成22年 3月25日重任
取締役	西野直之	平成20年 4月 4日登記
取締役	西野直之	平成21年 3月27日重任
取締役	西野直之	平成21年 4月 9日登記
取締役	西野直之	平成22年 3月30日退任
取締役	西野直之	平成22年 4月12日登記
取締役	塩田聖一	平成20年 3月25日重任
取締役	塩田聖一	平成20年 4月 4日登記
取締役	塩田聖一	平成21年 3月27日重任
取締役	塩田聖一	平成21年 4月 9日登記
取締役	塩田聖一	平成22年 3月30日重任
取締役	塩田聖一	平成22年 4月12日登記
取締役	塩田聖一	平成23年 3月29日重任
取締役	塩田聖一	平成23年 4月 5日登記
取締役	寺崎和彦	平成20年 3月25日重任
取締役	寺崎和彦	平成20年 4月 4日登記



東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号

株式会社C&Gシステムズ

会社法人等番号 0110-01-052947

平成21年 3月27日重任	取締役	寺崎和彦
平成21年 4月 9日登記		
平成22年 3月30日重任	取締役	寺崎和彦
平成22年 4月12日登記		
平成23年 3月29日重任	取締役	寺崎和彦
平成23年 4月 5日登記		
平成21年 3月27日重任	取締役	九鬼祐一郎
平成21年 4月 9日登記		
平成22年 3月30日重任	取締役	九鬼祐一郎
平成22年 4月12日登記		
平成23年 3月29日重任	取締役	九鬼祐一郎
平成23年 4月 5日登記		
平成22年 3月30日就任	取締役	伴野裕之
平成22年 4月12日登記		
平成23年 3月29日重任	取締役	伴野裕之
平成23年 4月 5日登記		
平成23年 3月29日就任	取締役	大野聡太郎
平成23年 4月 5日登記		
福岡県北九州市若松区高須東四丁目13番1号	代表取締役	山口修司
平成20年 3月25日重任		
平成20年 4月 4日登記		

東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号  
株式会社C&Gシステムズ

会社法人等番号 0110-01-052947

平成21年 3月27日重任	福岡県北九州市若松区高須東四丁目13番1号	代表取締役	山口修司
平成21年 4月 9日登記			
平成22年 3月30日重任	福岡県北九州市若松区高須東四丁目13番1号	代表取締役	山口修司
平成22年 4月12日登記			
平成23年 3月29日重任	福岡県北九州市若松区高須東四丁目13番1号	代表取締役	山口修司
平成23年 4月 5日登記			
平成20年 3月25日重任	神奈川県川崎市高津区二子三丁目13番1-6 01号	代表取締役	西野直之
平成20年 4月 4日登記			
平成21年 3月27日重任	神奈川県川崎市高津区二子三丁目13番1-6 01号	代表取締役	西野直之
平成21年 4月 9日登記			
平成22年 3月30日重任	神奈川県川崎市高津区二子三丁目13番1-6 01号	代表取締役	西野直之
平成22年 4月12日登記			
監査役	山田英雄	(社外監査役)	
監査役	山田英雄		
平成23年 3月29日重任		監査役	山田英雄
平成23年 4月 5日登記			
監査役	佐藤 淳		
監査役	佐藤 淳		
平成23年 3月29日重任		監査役	佐藤 淳
平成23年 4月 5日登記			
監査役	笹 長 正		
監査役	笹 長 正	(社外監査役)	
平成23年 3月29日重任		監査役	笹 長 正
平成23年 4月 5日登記			

東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号  
株式会社C&Gシステムズ

会社法人等番号 0110-01-052947

監査役	橋 本 光	平成23年 3月29日就任	平成23年 4月 5日登記
(社外監査役)			
会計監査人	みずす 監 査 法 人	平成19年 7月31日辞任	平成19年 8月14日登記
会計監査人	優 成 監 査 法 人		
会計監査人	新日本有限責任監査法人	平成20年 3月25日退任	平成20年 4月 4日登記
会計監査人	新日本有限責任監査法人	平成20年 3月25日就任	平成20年 4月 4日登記
会計監査人	新日本有限責任監査法人	平成20年 7月 1日新日本監査法人の名称変更	平成20年 7月 9日登記
会計監査人	新日本有限責任監査法人	平成21年 3月27日重任	平成21年 4月 9日登記
会計監査人	新日本有限責任監査法人	平成22年 3月30日退任	平成22年 4月12日登記
会計監査人	有限責任監査法人トーマツ	平成22年 4月 1日就任	平成22年 4月12日登記
会計監査人	有限責任監査法人トーマツ	平成23年 3月29日重任	平成23年 4月 5日登記
仮会計監査人	新日本監査法人	平成19年 8月 7日就任	平成19年 8月14日登記
支 店	1	北九州市八幡西区引野一丁目5番15号	平成22年 1月 1日設置 平成22年 1月 4日登記

東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号

株式会社C&Gシステムズ

会社法人等番号 0110-01-052947

<p>平成22年 1月 1日設置 平成22年 1月 4日登記 平成23年 5月30日廃止 平成23年 5月30日登記</p>	<p>2 東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号7F 7東急ビル4階</p>	<p>新株予約権</p>
<p>第1回新株予約権 新株予約権の数 29個 なお、1個の本新株予約権の目的となる株式数は2000株とする。ただし、下記本新株予約権の目的となる株式の種類および数のただし書きに定めらるる株式数の調整を行った場合には、各本新株予約権の目的となる株式数について同様の調整を行う。</p> <p>27個 なお、1個の本新株予約権の目的となる株式数は2000株とする。ただし、下記本新株予約権の目的となる株式の種類および数のただし書きに定めらるる株式数の調整を行った場合には、各本新株予約権の目的となる株式数について同様の調整を行う。</p> <p>平成19年12月31日変更 平成20年 1月24日登記 19個 なお、1個の本新株予約権の目的となる株式数は2000株とする。ただし、下記本新株予約権の目的となる株式の種類および数のただし書きに定めらるる株式数の調整を行った場合には、各本新株予約権の目的となる株式数について同様の調整を行う。</p> <p>平成20年 4月24日変更 平成20年 5月21日登記 17個 なお、1個の本新株予約権の目的となる株式数は2000株とする。ただし、下記本新株予約権の目的となる株式の種類および数のただし書きに定めらるる株式数の調整を行った場合には、各本新株予約権の目的となる株式数について同様の調整を行う。</p> <p>平成20年 7月31日変更 平成20年 8月 8日登記 13個 なお、1個の本新株予約権の目的となる株式数は2000株とする。ただし、下記本新株予約権の目的となる株式の種類および数のただし書きに定めらるる株式数の調整を行った場合には、各本新株予約権の目的となる株式数について同様の調整を行う。</p> <p>平成20年 8月31日変更 平成20年 9月 3日登記 7個 なお、1個の本新株予約権の目的となる株式数は2000株とする。ただし、下記本新株予約権の目的となる株式の種類および数のただし書きに定めらるる株式数の調整を行った場合には、各本新株予約権の目的となる株式数について同様の調整を行う。</p> <p>平成20年 9月30日変更 平成20年10月 6日登記 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 当社普通株式 5万8000株 ただし、当社が、株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により、本新株予約権の目的となる株式数を調整する。また、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われるものとし、調整の結果生じる1株未満の株式</p>		

は、これを切り捨てる。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

当社普通株式 5万4000株

ただし、当社が、株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により、本新株予約権の目的となる株式数を調整する。また、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われるものとし、調整の結果生じる1株未満の株式は、これを切り捨てる。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

平成19年12月31日変更 平成20年 1月24日登記

当社普通株式 3万8000株  
ただし、当社が、株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により、本新株予約権の目的となる株式数を調整する。また、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われるものとし、調整の結果生じる1株未満の株式は、これを切り捨てる。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

平成20年 4月24日変更 平成20年 5月21日登記

当社普通株式 3万4000株  
ただし、当社が、株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により、本新株予約権の目的となる株式数を調整する。また、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われるものとし、調整の結果生じる1株未満の株式は、これを切り捨てる。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

平成20年 7月31日変更 平成20年 8月 8日登記

当社普通株式 2万6000株  
ただし、当社が、株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により、本新株予約権の目的となる株式数を調整する。また、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われるものとし、調整の結果生じる1株未満の株式は、これを切り捨てる。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

平成20年 8月31日変更 平成20年 9月 3日登記

当社普通株式 1万4000株  
ただし、当社が、株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により、本新株予約権の目的となる株式数を調整する。また、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われるものとし、調整の結果生じる1株未満の株式は、これを切り捨てる。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

平成20年 9月30日変更 平成20年10月 6日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨  
無償  
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法  
出資の目的は金銭とする。出資金額は下記①および②により決定される1株あたりの出資金額(以下、「行使価額」という。)に上記本新株予約権の総数に定める1個の新株予約権の目的となる株式数(調整された場合には調整後のものとする。)を乗じた金額とする。

① 行使価額

金127円とする。

東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号  
株式会社C&Gソフテム  
会社法人等番号 0110-01-052947

② 行使価額の調整

行使価額は、下記(1)ないし(3)に定めるところにより調整される。  
(1) 本新株予約権発行日後に、当社が株式分割または株式併合を行なう場合には、次の算式により、1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。  
調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×  $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

(2) 本新株予約権発行日後に、当社が時価を下回る払込価額で新株を発行する場合に、次の算式により、1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。なお、下記算式における「既発行株式数」には、当社が保有する自己株式は含まれない。  
$$\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{株式数} \times \text{払込金額}}{\text{時価}}}{\text{調整後 調整前 時価}} = \frac{\text{行使価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行 1株当たり}}$$

行使価額 = 調整前 行使価額 × 時価

(3) 当社が、時価を下回る価額をもって当社の株式を取得しうる新株予約権もしくはかかる新株予約権を付された証券を発行する場合、またはこれらに類する証券を発行する場合、または時価を下回る処分価額をもって、当社が自己株式として保有する株式を処分する場合には、上記(2)に準じて、行使価額を調整する。なお、自己株式の処分の場合については、上記(2)記載の算式中、「新規発行株式数」を「処分する自己株式の数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たりの処分価額」に、それぞれ読み替えて適用する。  
平成19年7月2日から平成20年9月30日までとする。  
ただし、権利行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

新株予約権の行使の条件

① 各本新株予約権の一部行使はできない。  
② 本新株予約権の割当を受けた者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員等の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等取締役会が本新株予約権の継続保有を相与と認める場合はこの限りではない。

③ 本新株予約権者が、権利を行使することができる期間に死亡した場合には、その相続人は、本新株予約権を行使することができる。かかる相続人が本新株予約権を行使することができる条件については、下記⑤に規定する新株予約権割当契約に定める。  
④ 本新株予約権者は、本新株予約権の行使に係る払込価額の年間(1月1日から12月31日)の合計額が120万円を超過することとなる本新株予約権の行使はできない。

⑤ その他の本新株予約権の行使の条件は、当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約(以下「新株予約権割当契約」という。)に定める。  
当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件  
本新株予約権者が次の各号の一に該当した場合には、本新株予約権を行使することができる期間所定の権利行使期間中といえども、未行使の本新株予約権に係る一切の権利を直ちに喪失するものとし、以後、権利行使すること

東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号  
株式会社C&Gソフタム

会社法人等番号 0110-01-052947

<p>第2回新株予約権</p> <p>22個</p> <p>なお、1個の本新株予約権の目的となる株式数は2000株とする。ただし、下記本新株予約権の目的となる株式の種類および数のただし書きに定めらるる株式数の調整を行った場合には、各本新株予約権の目的となる株式数についても同様の調整を行う。</p> <p>21個</p> <p>なお、1個の本新株予約権の目的となる株式数は2000株とする。ただし、下記本新株予約権の目的となる株式の種類および数のただし書きに定めらるる株式数の調整を行った場合には、各本新株予約権の目的となる株式数についても同様の調整を行う。</p> <p>18個</p> <p>なお、1個の本新株予約権の目的となる株式数は2000株とする。ただし、下記本新株予約権の目的となる株式の種類および数のただし書きに定めらるる株式数の調整を行った場合には、各本新株予約権の目的となる株式数についても同様の調整を行う。</p> <p>平成20年 4月24日変更 平成20年 5月21日登記</p> <p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法</p> <p>当社普通株式 4万4000株</p> <p>ただし、当社が、株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により、本新株予約権の目的となる株式数を調整する。また、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使されてない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われるものとし、調整の結果生じる1株未満の株式</p>	<p>整理番号 X155732 * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。 10/22</p>
<p>平成20年10月1日新株予約権の行使期間満了</p> <p>平成20年10月 6日登記</p> <p>第2回新株予約権</p> <p>22個</p> <p>なお、1個の本新株予約権の目的となる株式数は2000株とする。ただし、下記本新株予約権の目的となる株式の種類および数のただし書きに定めらるる株式数の調整を行った場合には、各本新株予約権の目的となる株式数についても同様の調整を行う。</p> <p>21個</p> <p>なお、1個の本新株予約権の目的となる株式数は2000株とする。ただし、下記本新株予約権の目的となる株式の種類および数のただし書きに定めらるる株式数の調整を行った場合には、各本新株予約権の目的となる株式数についても同様の調整を行う。</p> <p>18個</p> <p>なお、1個の本新株予約権の目的となる株式数は2000株とする。ただし、下記本新株予約権の目的となる株式の種類および数のただし書きに定めらるる株式数の調整を行った場合には、各本新株予約権の目的となる株式数についても同様の調整を行う。</p> <p>平成20年 4月24日変更 平成20年 5月21日登記</p> <p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法</p> <p>当社普通株式 4万4000株</p> <p>ただし、当社が、株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により、本新株予約権の目的となる株式数を調整する。また、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使されてない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われるものとし、調整の結果生じる1株未満の株式</p>	<p>はできない。</p> <p>①薬品以上の刑に処せられた場合</p> <p>②本新株予約権を行使することができる期間所定の権利行使期間の開始前に死亡した場合</p> <p>③書面による事前の同意なく、競業他社の役員、従業員またはコンサルタント等に就いた場合</p> <p>④所定の書面により本新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合</p> <p>⑤法令違反、または就業規則に定める懲戒に該当する事実があり、当社が本新株予約権を失効させる旨を通知した場合</p> <p>下記いずれかに該当する場合には、未行使の本新株予約権の全部を無償で取得することができる。</p> <p>①本新株予約権者が本新株予約権の権利喪失事由各号のいずれかに該当した場合</p> <p>②本新株予約権の行使の条件の②、③の定めるところにより、本新株予約権者またはその相続人のいずれも本新株予約権を行使することができないことが確定した場合</p> <p>③当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合</p> <p>④当社が完全子会社となる株式交換契約書または株式移転が株主総会において承認された場合</p> <p>⑤当社は、上記①から④に該当する事由がある場合は、いつでも本新株予約権を取得し、これを無償で消却することができる。</p>

東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号  
株式会社C&Gソフティア  
会社法人等番号 0110-01-052947

<p>は、これを切り捨てる。 調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率 当社普通株式 4万2000株</p>	<p>ただし、当社が、株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により、本新株予約権の目的となる株式数を調整する。また、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われるものとし、調整の結果生じる1株未満の株式は、これを切り捨てる。 調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率 平成19年12月21日変更 平成20年 1月24日登記 当社普通株式 3万6000株</p>	<p>ただし、当社が、株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により、本新株予約権の目的となる株式数を調整する。また、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われるものとし、調整の結果生じる1株未満の株式は、これを切り捨てる。 調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率 平成20年 4月24日変更 平成20年 5月21日登記 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨無償</p>	<p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 出資の目的は金銭とする。出資金額は下記①および②により決定される1株あたりの出資金額(以下、「行使価額」という。)に上記本新株予約権の総数に定める1個の新株予約権の目的となる株式数(調整された場合には調整後のものとする。)を乗じた金額とする。 ① 行使価額 金310円とする。 ② 行使価額の調整 行使価額は、下記(ⅰ)ないし(ⅲ)に定めるところにより調整される。</p>	<p>(ⅰ) 本新株予約権発行日後に、当社が株式分割または株式併合を行なう場合には、次の算式により、1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。なお、下記算式における「既発行株式数」には、当社が保有する自己株式は含まれない。 新株発行 1株当たり × 株式数 払込金額 既発行株式数 + 調整前 調整後 × =</p>	<p>調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 分割・併合の比率 1 調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 既発行株式数 + 新株発行株式数 × = 行使価額 既発行株式数 + 新株発行株式数</p>	<p>(ⅱ) 本新株予約権発行日後に、当社が時価を下回る払込価額で新株を発行する場合には、次の算式により、1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。なお、下記算式における「既発行株式数」には、当社が保有する自己株式は含まれない。 新株発行 1株当たり × 株式数 払込金額 既発行株式数 + 調整前 調整後 × = 行使価額 既発行株式数 + 新株発行株式数</p>	<p>(ⅲ) 当社が、時価を下回る価額をもって当社の株式を取得しうる新株予約権もしくはかかる新株予約権を付された証券を発行する場合、またはこれらに類する証券を発行する場合、または時価を下回る処分価額をもって、当社が自己株式として保有する株式を処分する場合には、上記(ⅱ)に準じて、行使価額を調整する。なお、自己株式の処分の</p>
--	---	--	--	--	--	---	---



東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号  
株式会社C&Gソフタム

会社法人番号 0110-01-052947

<p>場合に於いては、上記(!!)記載の算式中、「新規発行株式数」を「処分する自己株式の数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たりの処分価額」に、それぞれ読み替えて適用する。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間 平成19年7月2日から平成21年3月31日までとする。</p> <p>ただし、権利行使期間の最終日が当該の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。</p> <p>新株予約権の行使の条件</p> <p>①各本新株予約権の一部行使はできない。</p> <p>②本新株予約権の割当を受けた者は、本新株予約権の権利行使時に於いて、当社または子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員等の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等取締役会が本新株予約権の継続保有を相当と認める場合はこの限りではない。</p> <p>③本新株予約権者が、権利を行使することができる期間に死亡した場合には、その相続人は、本新株予約権を行使することができる。かかる相続人が本新株予約権を行使することができる条件については、下記⑤に規定する新株予約権割当契約に定める。</p> <p>④本新株予約権者は、本新株予約権の行使に係る払込価額の年間(1月1日から12月31日)の合計額が120万円を超過することとなる本新株予約権の行使はできない。</p> <p>⑤その他の本新株予約権の行使の条件は、当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約(以下「新株予約権割当契約」という。)に定める。</p> <p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件</p> <p>本新株予約権者が次の各号の一に該当した場合には、本新株予約権を行使することができる期間所定の権利行使期間中といえども、未行使の本新株予約権に係る一切の権利を直ちに喪失するものとし、以後、権利行使することはできない。</p> <p>①禁固以上の刑に処せられた場合</p> <p>②本新株予約権を行使することができる期間所定の権利行使期間の開始前に死亡した場合</p> <p>③書面による事前の同意なく、競業他社の役員、従業員またはコンサルタント等に就いた場合</p> <p>④所定の書面により本新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出した場合</p> <p>⑤法令違反、または就業規則に定める懲戒に該当する事実があり、当社が本新株予約権を失効させる旨を通知した場合</p> <p>下記のいずれかに該当する場合には、未行使の本新株予約権の全部を無償で取得することができる。</p> <p>①本新株予約権者が本新株予約権の権利喪失事由各号のいずれかに該当した場合</p> <p>②本新株予約権の行使の条件の②、③の定めるところにより、本新株予約権者またはその相続人のいずれも本新株予約権を行使することができないことが確定した場合</p> <p>③当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合</p> <p>④当社が完全子会社となる株式交換契約書または株式移転が株主総会において承認された場合</p> <p>⑤当社は、上記①から④に該当する事由がある場合は、いつでも本新株予約権を取得し、これを無償で消却することができる。</p>	
---	--

東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号  
株式会社C&Gシステムズ

会社法人等番号 0110-01-052947

平成21年4月1日行使用期間満了  
平成21年 4月 9日登記

第3回新株予約権  
新株予約権の数

109個

なお、1個の本新株予約権の目的となる株式数は200株とする。ただし、下記本新株予約権の目的となる株式の種類および数のただし書きに定められた調整を行った場合には、各本新株予約権の目的となる株式数についても同様の調整を行う。

103個

なお、1個の本新株予約権の目的となる株式数は200株とする。ただし、下記本新株予約権の目的となる株式の種類および数のただし書きに定められた調整を行った場合には、各本新株予約権の目的となる株式数についても同様の調整を行う。

82個

なお、1個の本新株予約権の目的となる株式数は200株とする。ただし、下記本新株予約権の目的となる株式の種類および数のただし書きに定められた調整を行った場合には、各本新株予約権の目的となる株式数についても同様の調整を行う。

81個

なお、1個の本新株予約権の目的となる株式数は200株とする。ただし、下記本新株予約権の目的となる株式の種類および数のただし書きに定められた調整を行った場合には、各本新株予約権の目的となる株式数についても同様の調整を行う。

80個

なお、1個の本新株予約権の目的となる株式数は200株とする。ただし、下記本新株予約権の目的となる株式の種類および数のただし書きに定められた調整を行った場合には、各本新株予約権の目的となる株式数についても同様の調整を行う。

77個

なお、1個の本新株予約権の目的となる株式数は200株とする。ただし、下記本新株予約権の目的となる株式の種類および数のただし書きに定められた調整を行った場合には、各本新株予約権の目的となる株式数についても同様の調整を行う。

72個

なお、1個の本新株予約権の目的となる株式数は200株とする。ただし、下記本新株予約権の目的となる株式の種類および数のただし書きに定められた調整を行った場合には、各本新株予約権の目的となる株式数についても同様の調整を行う。

62個

なお、1個の本新株予約権の目的となる株式数は200株とする。ただし、下記本新株予約権の目的となる株式の種類および数のただし書きに定められた調整を行った場合には、各本新株予約権の目的となる株式数についても同様の調整を行う。

平成22年 1月15日変更 平成22年 2月 3日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法  
当社普通株式 21万8000株

ただし、当社が、株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により、本新株予約権の目的となる株式数を調整する。また、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われるものとし、調整の結果生じる1株未満の株式は、これを切り捨てる。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

当社普通株式 20万6000株

ただし、当社が、株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により、本新株予約権の目的となる株式数を調整する。また、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われるものとし、調整の結果生じる1株未満の株式は、これを切り捨てる。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

当社普通株式 16万4000株

ただし、当社が、株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により、本新株予約権の目的となる株式数を調整する。また、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われるものとし、調整の結果生じる1株未満の株式は、これを切り捨てる。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

当社普通株式 16万2000株

平成20年 4月24日変更 平成20年 5月21日登記

ただし、当社が、株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により、本新株予約権の目的となる株式数を調整する。また、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われるものとし、調整の結果生じる1株未満の株式は、これを切り捨てる。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

当社普通株式 16万株

平成20年 7月25日変更 平成20年 8月 8日登記

ただし、当社が、株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により、本新株予約権の目的となる株式数を調整する。また、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われるものとし、調整の結果生じる1株未満の株式は、これを切り捨てる。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

当社普通株式 15万4000株

平成21年 4月24日変更 平成21年 6月25日登記

東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号  
株式会社C&Gソリアス

会社法人等番号 0110-01-052947

<p>当社普通株式 14万4000株</p> <p>ただし、当社が、株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により、本新株予約権の目的となる株式数を調整する。また、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われるものとし、調整の結果生じる1株未満の株式は、これを切り捨てる。</p> <p>調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率</p> <p>平成21年12月1日変更 平成21年12月21日登記 当社普通株式 12万4000株</p> <p>ただし、当社が、株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により、本新株予約権の目的となる株式数を調整する。また、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われるものとし、調整の結果生じる1株未満の株式は、これを切り捨てる。</p> <p>調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率</p> <p>平成22年1月15日変更 平成22年2月3日登記 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨 無償</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 出資の目的は金銭とする。出資金額は下記①および②により決定される1株あたりの出資金額（以下、「行使価額」という。）に上記新株予約権の総数に定める1個の新株予約権の目的となる株式数（調整された場合には調整後のものとする。）を乗じた金額とする。</p> <p>① 行使価額 金675円とする。</p> <p>② 行使価額の調整</p> <p>行使価額は、下記（i）ないし（iii）に定めるところにより調整される。</p> <p>（i）本新株予約権発行日後に、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により、1株当たりの行使価額は調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>調整後行使価額 = 調整前行使価額 × <math>\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}</math></p> <p>（ii）本新株予約権発行日後に、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により、1株当たりの行使価額は調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。なお、下記算式における「既発行株式数」には、当社が保有する自己株式は含まれない。</p> <p>新株発行または1株当たりの払込金額 × 既発行または譲渡価額 + 調整後 調整前 株式数 1株当たり時価 = 行使価額 行使価額 既発行株式数 + 新発行または処分株式数</p> <p>（iii）上記の他、新株予約権発行日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額を適切に調整する。</p>	<p>整理番号 X155732 * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。 15/22</p>
--	---

東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号  
株式会社C&Gソラコム

会社法人等番号 0110-01-052947

<p>新株予約権を行使することができる期間 平成19年7月2日から平成22年3月31日までとする。 ただし、権利行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業 日を最終日とする。</p> <p>新株予約権の行使の条件</p> <p>①本各新株予約権の一部行使はできない。</p> <p>②本新株予約権のうち当社および当社の子会社の取締役、執行役員、従業員 は、本新株予約権の権利行使時に、当社または当社の子会社の取締役、 監査役、執行役員もしくは従業員としての地位にあることを要する。ただ し、任期満了による退任、定年退職等取締役会が本新株予約権の継続保有 を相与と認める場合はこの限りではない。また、本新株予約権のうち当 社取引先取締役は、本新株予約権行使時に、当該取引先が当社と取 引契約を締結していることを要する。</p> <p>③本新株予約権者が、権利を行使することができる期間に死亡した場合には、 その相続人は本新株予約権を行使することができる。かかる相続人が本新 株予約権を行使することができる条件については、下記④に規定する新株 予約権割当契約に定める。</p> <p>④その他の本新株予約権の行使の条件は、当社と本新株予約権者との間で締 結する新株予約権割当契約（以下「新株予約権割当契約」という。）に定 める。</p> <p>当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件</p> <p>①当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社と なる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で 承認されたときは、本新株予約権は無償で取得することができる。</p> <p>②本新株予約権者が権利行使する前に本新株予約権の行使の条件の②に定め る条件により本新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権につ いては無償で取得することができる。</p> <p>③本新株予約権者が当社の就業規則に定める懲戒に該当する場合は、当該新 株予約権は無償で取得することができる。</p> <p>④本新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当該新株予約権 は無償で取得することができる。</p> <p>⑤当社は、上記①から④に該当する事由がある場合は、いつでも本新株予約 権を取得し、これを無償で消却することができる。</p>	<p>平成22年4月1日行使期間満了 平成22年 4月12日登記</p>
<p>第4回新株予約権 新株予約権の数 900個</p> <p>なお、1個の本新株予約権の目的となる株式数は100株とする。ただし、 下記本新株予約権の目的となる株式の種類および数のただし書に定める株式 数の調整を行った場合には、各本新株予約権の目的となる株式数についても 同様の調整を行う。</p>	<p>平成19年12月21日変更 平成20年 1月24日登記</p>
<p>第4回新株予約権 新株予約権の数 900個</p> <p>なお、1個の本新株予約権の目的となる株式数は100株とする。ただし、 下記本新株予約権の目的となる株式の種類および数のただし書に定める株式 数の調整を行った場合には、各本新株予約権の目的となる株式数についても 同様の調整を行う。</p>	<p>平成19年12月21日変更 平成20年 1月24日登記</p>

東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号  
株式会社C&Gシステムズ

会社法人等番号 0110-01-052947

420個	なお、1個の本新株予約権の目的となる株式数は100株とする。ただし、下記本新株予約権の目的となる株式の種類および数のただし書きに定める株式数の調整を行った場合には、各本新株予約権の目的となる株式数についても同様の調整を行う。
平成20年 4月24日変更 平成20年 5月21日登記	
410個	なお、1個の本新株予約権の目的となる株式数は100株とする。ただし、下記本新株予約権の目的となる株式の種類および数のただし書きに定める株式数の調整を行った場合には、各本新株予約権の目的となる株式数についても同様の調整を行う。
平成20年 4月24日変更 平成20年 5月21日登記	
400個	なお、1個の本新株予約権の目的となる株式数は100株とする。ただし、下記本新株予約権の目的となる株式の種類および数のただし書きに定める株式数の調整を行った場合には、各本新株予約権の目的となる株式数についても同様の調整を行う。
平成21年 1月23日変更 平成21年 4月 9日登記	
340個	なお、1個の本新株予約権の目的となる株式数は100株とする。ただし、下記本新株予約権の目的となる株式の種類および数のただし書きに定める株式数の調整を行った場合には、各本新株予約権の目的となる株式数についても同様の調整を行う。
平成21年 3月27日変更 平成21年 4月 9日登記	
320個	なお、1個の本新株予約権の目的となる株式数は100株とする。ただし、下記本新株予約権の目的となる株式の種類および数のただし書きに定める株式数の調整を行った場合には、各本新株予約権の目的となる株式数についても同様の調整を行う。
平成21年 4月24日変更 平成21年 6月25日登記	
当社普通株式 9万株	ただし、当社が、株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により、本新株予約権の目的となる株式数を調整する。また、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われるものとし、調整の結果生じる1株未満の株式は、これを切り捨てる。
調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率	
当社普通株式 7万7000株	ただし、当社が、株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により、本新株予約権の目的となる株式数を調整する。また、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われるものとし、調整の結果生じる1株未満の株式は、これを切り捨てる。
調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率	
当社普通株式 4万2000株	ただし、当社が、株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により、本新株予約権の目的となる株式数を調整する。また、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われるものとし、調整の結果生じる1株未満の株式は、これを切り捨てる。
調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率	
平成19年12月21日変更 平成20年 1月24日登記	
当社普通株式 4万2000株	ただし、当社が、株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により、本新株予約権の目的となる株式数を調整する。また、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われるものとし、調整の結果生じる1株未満の株式は、これを切り捨てる。

<p>は、これを切り捨てる。 調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率 平成20年 4月24日変更 平成20年 5月21日登記 当社普通株式 4万1000株</p> <p>ただし、当社が、株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により、本新株予約権の目的となる株式数を調整する。また、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われるものとし、調整の結果生じる1株未満の株式は、これを切り捨てる。 調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率 平成21年 1月23日変更 平成21年 4月 9日登記 当社普通株式 4万000株</p> <p>ただし、当社が、株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により、本新株予約権の目的となる株式数を調整する。また、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われるものとし、調整の結果生じる1株未満の株式は、これを切り捨てる。 調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率 平成21年 3月27日変更 平成21年 4月 9日登記 当社普通株式 3万4000株</p> <p>ただし、当社が、株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により、本新株予約権の目的となる株式数を調整する。また、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われるものとし、調整の結果生じる1株未満の株式は、これを切り捨てる。 調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率 平成21年 4月24日変更 平成21年 6月25日登記 当社普通株式 3万2000株</p> <p>ただし、当社が、株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により、本新株予約権の目的となる株式数を調整する。また、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われるものとし、調整の結果生じる1株未満の株式は、これを切り捨てる。 調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率 平成21年 12月 1日変更 平成21年 12月21日登記 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨無償 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 出資の目的は金銭とする。1株あたりの出資金額（以下、「行使価額」という。）に上記本新株予約権の総数に定める1個の新株予約権の目的である株式数を乗じた額とする。 行使価額は、金560円とする。 なお、本新株予約権発行日後に当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により、1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。 調整後行使価額 = 調整前行使価額 × <math>\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}</math></p> <p>また、本新株予約権発行日後に、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。</p>	
--	--

東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号  
株式会社C&Gソフタマ

会社法人等番号 0110-01-052947

<p>新規発行または1株当たりの払込金額 × 既発行 又は分株式数 または譲渡価額 + 調整後 調整前 株式数 1株当たり時価 =</p> <p>行使価額 行使価額 既発行株式数+新規発行または分株式数</p> <p>上記の他、本新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ発行価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整する。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間 平成19年7月2日から平成23年3月31日までとする。 ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。</p> <p>新株予約権の行使の条件</p> <p>①各本新株予約権の一部行使はできない。 ②本新株予約権者のうち当社の取締役、執行役員、従業員および当子会社の取締役は、新株予約権行使時において、当社または当子会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員としての地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等取締役会が本新株予約権の継続保有を相対と認める場合はこの限りではない。 ③本新株予約権者が、権利を行使することができる期間に死亡した場合には、その相続人は本新株予約権を行使することができる。かかる相続人が本新株予約権を行使することができる条件については、下記④に規定する新株予約権割当契約に定める。 ④この他の条件は、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定める。</p> <p>当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 ①当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、本新株予約権は無償で取得することができる。 ②本新株予約権者が権利行使する前に本新株予約権の行使の条件の②に定める条件により本新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権につきる条件により本新株予約権を行使できない場合、当該新株予約権については無償で取得することができる。 ③本新株予約権者が当社の就業規則に定める懲戒に該当する場合は、当該新株予約権は無償で取得することができる。 ④本新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当該新株予約権は無償で取得することができる。 ⑤当社は、上記①から④に該当する事由がある場合は、いつでも本新株予約権を取得し、これを無償で消却することができる。</p>	<p>平成23年4月1日行使期間満了 平成23年4月5日登記</p>
<p>第5回新株予約権 新株予約権の数 600個</p> <p>なお、1個の本新株予約権の目的となる株式数は100株とする。ただし、下記本新株予約権の目的となる株式の種類および数のただし書に定める株式数の調整を行った場合には、各本新株予約権の目的となる株式数についても</p>	<p>整理番号 X155732 * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。 19/22</p>



東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号  
株式会社C&Gソフタム

会社法人等番号 0110-01-052947

同様の調整を行う。  
480個  
なお、1個の本新株予約権の目的となる株式数は100株とする。ただし、下記本新株予約権の目的となる株式の種類および数のただし書に定める株式数の調整を行った場合には、各本新株予約権の目的となる株式数についても同様の調整を行う。  
平成19年12月21日変更 平成20年 1月24日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法  
当社普通株式 6万株  
ただし、当社が、株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により、本新株予約権の目的となる株式数を調整する。また、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われるものとし、調整の結果生じる1株未満の株式は、これを切り捨てる。  
調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率  
当社普通株式 4万8000株

ただし、当社が、株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により、本新株予約権の目的となる株式数を調整する。また、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われるものとし、調整の結果生じる1株未満の株式は、これを切り捨てる。  
調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率  
平成19年12月21日変更 平成20年 1月24日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨  
無償  
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法  
出資の目的は金銭とする。1株あたりの出資金額(以下、「行使価額」という。)に上記本新株予約権の総数に定める1個の新株予約権の目的である株式数を乗じた額とする。  
行使価額は、金54円とする。  
なお、本新株予約権発行日後に当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により、1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。  
調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×  $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、本新株予約権発行日後に、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。  
新株発行または払込金額  
×  
既発行 又は処分株式数 または譲渡価額  
+  
調整後 調整前 株式数 1株当たり時価  
×  
=

行使価額 行使価額 既発行株式数+新規発行または処分株式数  
上記の他、本新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に連じ発行価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整する。

東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号  
株式会社C&Gシステムズ

会社法人等番号 0110-01-052947

<p>新株予約権を行使することができる期間 平成20年4月1日から平成24年3月31日までとする。 ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。</p> <p>新株予約権の行使の条件 ①各本新株予約権の一部行使はできない。 ②本新株予約権のうち当社の取締役、執行役員、従業員および当社会社の取締役は、新株予約権行使時に、当社または当社会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員としての地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等取締役会が本新株予約権の継続保有を相当と認める場合はこの限りではない。 ③本新株予約権者が、権利を行使することができる期間に死亡した場合は、その相続人は本新株予約権を行使することができる。かかる相続人が本新株予約権を行使することができる条件については、下記④に規定する新株予約権割当契約に定める。</p> <p>④この他の条件は、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定める。</p> <p>当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 ①当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、本新株予約権は無償で取得することができる。 ②本新株予約権者が権利行使する前に本新株予約権の行使の条件の②に定める条件により本新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得することができる。 ③本新株予約権者が当社の就業規則に定める懲戒に該当する場合は、当該新株予約権は無償で取得することができる。 ④本新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当該新株予約権は無償で取得することができる。</p> <p>⑤当社は、上記①から④に該当する事由がある場合は、いつでも本新株予約権を取得し、これを無償で消却することができる。</p>	<p>平成20年4月24日新株予約権全部消却 平成20年5月21日登記</p>
<p>平成22年1月1日北九州市八幡西区引野一丁目5番15号コンピュータエソ ソニアリンク株式会社を合併 平成22年1月4日登記</p>	<p>吸収合併</p>
<p>平成22年1月1日東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号株式会社グラフ グラフロタツを合併 平成22年1月4日登記</p>	<p>取締役会設置会社 取締役会設置会社 取締役会設置会社</p>
<p>監査役会設置会社 監査役会設置会社</p>	<p>監査役会設置会社 監査役会設置会社</p>



小林 信 雄

登記官

東京法務局渋谷出張所

平成23年10月20日

これは登記簿に記録されている閉鎖された事項の全部であることを証明した書面である。

<p>平成23年5月30日東京都品川区東品川二丁目2番24号に本店移転                  平成23年6月7日登記                  平成23年6月7日閉鎖</p>	<p>登記記録に関する事項</p>
<p>平成19年7月2日登記</p>	<p>設立</p>
<p>会計監査人設置会社</p>	<p>社に関する事項</p>

会社法人番号 0110-01-052947

株式会社C&Gシステムズ

東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号

TRADEMARK